

平成27年第3回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年6月29日(月)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成27年6月29日(木) 午前10時00分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
	閉 会	平成27年6月29日(木) 午前10時25分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 8名 欠席 3名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	満 保 豊		○
	2	谷 村 敏 彦		○
	3	奥 山 稔		○
	4	佐 藤 博 幸		●
	5	山 本 俊 栄		○
	6	吉 田 謙 司		●
	7	湯 澤 敏 孝		○
	8	鎌 田 英 樹		●
	9	安 川 和 範		○
	10	黒 川 益 毅		○
	11	穴 戸 栄 一		○
議事録署名委員		議席番号	7番 湯澤敏孝 9番 安川和範	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	鎌 田 剛	
		総務係長	井 上 剛	
		総務係主事	佐 藤 健 人	

平成27年度第3回天塩町農業委員会総会

- 議 長 ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第3回天塩町農業委員会
総会を開催します。
- 議 長 まず、はじめに報告事項、農業委員の異動についてでございます。事務局より
報告を求めます。
事務局 農業委員の異動についてご報告申し上げます。
 議会より推薦され、選任されておりました、菊地敏委員が5月28日付で辞
任した旨、天塩町長より通知がありました。
 また、新たに、議会より推薦された谷村敏彦委員を6月16日付で選任した
旨、天塩町長より通知がありました。
 以上のとおりご報告申し上げます。
- 議 長 お聞きのとおりでございます。本件は報告案件ということでご了承願います。
- 議 長 これから本日の会議を開きます。
 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、7
番 湯澤敏孝君、9番 安川和範君を指名します。
 次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間とした
と思います。これにご異議ありませんか。
- 全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認めます。
 従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議 長 それでは議事に入りたいと思います。
 議案第1号「選任委員の議席決定及び、所属部会決定について」を議題と致
します。関係委員の退席を求めます。
 (谷村委員退席)
- 議 長 事務局より内容の説明を求めます。
事務局 ただいま議題となりました、議案第1号「選任委員の議席決定及び所属部会
決定について」説明いたします。
 本件は、議会推薦委員でありました、菊地委員の辞任に伴う選任となっており、
空席となった議席番号2番を谷村委員とするものであります。
 また同様に、農業委員会にある3部会、農地部会、農業振興部会、花嫁対策
部会の所属部会につきましても、菊地委員が所属していた、農業振興部会、及

事務局 び花嫁対策部会が空席となったことから、谷村委員を農業振興部会及び花嫁対策部会所属とするものであります。以上でございます。

議長 お聞きのとおりでございます。それではお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定されました。
(谷村委員入室)

議長 それでは、6月16日付けで選任されました、谷村敏彦委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

谷村委員 おはようございます。この度、先日の議会において菊池委員より私の方に、この農業委員の引き継ぎというかたちになりました。正直言いまして農業関係は奥深く難しいものだというふうに理解しております。なにとぞ皆さんのお力添えと協力を得ながら、なんとか無事やっていきたいと思っておりますので、皆さんの、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。これからよろしくお願ひいたします。

議長 次に議案第2号「農地法第3条にかかる許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 それでは、ただいま議題となりました議案第2号「農地法第3条許可申請」につきまして内容をご説明申し上げます。
まず、総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。
氏から 氏に賃貸権の設定をするものです。条件は、ご覧の総括表のとおりとなっております。
位置につきましては、3ページ4ページをご覧ください。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願ひ申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました農地法第3条にかかる許可申請について質疑を行います。

全員 質問なし。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり許可されました。

議 長

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画書の決定について」を議題とします。

はじめに、整理番号 4-1、5-7 についてであります。委員の案件がありますので、農業委員会法第 24 条第 1 項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

(委員が退席)

議 長
事務局

事務局より整理番号 4-1、5-7 の内容の説明を求めます。

それでは、ただいま議題となりました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

まず、委員の所有権移転の案件から総括表に基づき説明申し上げます。6 ページをご覧ください。

はじめに、整理番号 4-1 についてありますが、氏から氏に所有権移転をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、7 ページから 8 ページをご覧ください。

次に、委員の利用権の設定の案件ですが、9 ページの総括表をご覧ください。整理番号 5-7 についてありますが、新規案件となっております。氏から氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、17 ページ及び 19 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
奥山委員
事務局
議 長
谷村委員
事務局
議 長
議 長
全 員
議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 4-1、5-7 の質疑を行います。5-7 の件について、終期が 11 月 30 日までとなっているが、あっているのか。とりあえず、1 年の利用権の設定をするということです。

よろしいですか。

7 ページの航空写真の整理番号が 4-2 になっているが。

4-1 の誤りです。訂正をお願いします。

4-1 に訂正して下さい。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

(委員入室)

議 長

次に整理番号 5-2 から 5-13 つきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは 5-1 から 5-13 の利用権設定の案件につきまして、9 ページの総括表に基づきご説明申し上げます。5-1、5-2 については更岸地区となっておりますので位置につきましては 10 ページをご覧ください。

整理番号 5-1 につきましては、新規案件となっております、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおり
となっております、位置につきましては、11 ページをご覧ください。

整理番号 5-2 につきましては、新規案件となっております、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のと
おりとなっております、位置につきましては、12 ページをご覧ください。

次に、5-3 から 5-5 については川口地区となっておりますので位置につ
きましては 13 ページをご覧ください。

整理番号 5-3 につきましては、期限到来による更新案件となっており、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総
括表のとおりとなっております、位置につきましては、14 ページをご覧ください。

整理番号 5-4 につきましては、期限到来による更新案件となっており、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の
総括表のとおりとなっております、位置につきましては、15 ページをご覧ください。

整理番号 5-5 につきましては、新規案件となっております、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとな
っており、位置につきましては、16 ページをご覧ください。

次に、5-6 から 5-10 については下サロベツ地区となっておりますので位置に
つきましては 17 ページをご覧ください。

整理番号 5-6 につきましては、新規案件となっております、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとな
っており、位置につきましては、18 ページをご覧ください。

整理番号 5-8 につきましては、新規案件となっております、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりと
なっており、位置につきましては、20 ページをご覧ください。

整理番号 5-9 につきましては、新規案件となっております、
氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとな
っており、位置につきましては、21 ページをご覧ください。

次に、5-10 から 5-11 についてはウブシ地区となっておりますので位置につ
きましては 22 ページをご覧ください。

整理番号 5-10 につきましては、新規案件となっております、
から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりと
なっており、位置につきましては、23 ページをご覧ください。

整理番号 5-11 につきましては、新規案件となっております、
氏から

事務局

氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっており、位置につきましては、24 ページをご覧ください。

次に、5-12 から 5-13 についてはオヌプナイ地区となっておりますので位置につきましては25 ページをご覧ください。

整理番号 5-12 につきましては、新規案件となっております、 氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっており、位置につきましては、26 ページをご覧ください。

整理番号 5-13 につきましては、新規案件となっております、 氏から
氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっており、位置につきましては、27 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 5-1 から 5-13 の利用権の設定に関する質疑を行います。

全 員

質問なし。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に整理番号 5-14 についてであります。委員の案件がありますので、農業委員会法第 24 条第 1 項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

(委員が退席)

議 長

事務局より整理番号 5-14 の内容の説明を求めます。

事務局

整理番号 5-14 の利用権設定の案件につきまして 9 ページの総括表に基づきご説明申し上げます。オヌプナイ地区となっておりますので位置につきましては 25 ページをご覧ください。本件は、新規案件となっております、 氏から

氏に利用権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっており、位置につきましては、28 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 5-14 の質疑を行います。

全 員

質問なし。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

議 長
事務局

次に、議案第 4 号現況証明願についてを議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 4 号「現況証明願」ご説明申しあげます。3 件ございますので、それぞれ説明いたします。

1 件目でございますが、30 ページから 33 ページの現況証明願い書をご覧ください。

当該案件につきましては、2 件ありますが、
より、林地である 番 の農用地開発許可申請に必要ということで申請がありましたので、合わせて説明いたします。

はじめに、字川口 番 につきましては、 氏の土地であり、公簿地目は畑となっておりますが、元々同番 1 の作業用通路として使われておりました。平成 14 年 10 月 21 日に、肥培かんがいの整備に伴い、地上権設定のため同番 1 より分筆され、肥培かんがいの施設は同番 10 に、今回申請のあった土地は同番 9 へ分筆されたものです。

次に、字川口 番 につきましては、 氏の土地であり、公簿地目は畑となっておりますが、1 件目同様、肥培かんがいの整備に伴い、地上権設定のため同番 4 より分筆されたものです。

6 月 22 日に、安川委員、わたくしの 2 名で現地確認いたしました。

判定ですが、雑種地と判定いたしました。

34 ページから 35 ページには図面を添付しております。

なお、有限会社抜海運送より 番 の林地について、現況証明願がありましたが、農地以外の証明のため、会長専決にて現況証明を出しております。

2 件目でございますが、36 ページから 38 ページの現況証明願をご覧ください。

当該案件につきましては、字更岸 番 、 番 、 番 、 番 、
番 、 番 の 6 筆であり、 氏の土地であります。

この度、天塩町へ寄付採納するとの事で、天塩町長より、現況証明が必要ということで申請がありました。

公簿地目は畑となっておりますが、6 月 8 日に、安川委員、鎌田事務局長、わたくしの 3 名で現地確認いたしました。

判定ですが、雑種地と判定いたしました。

39 ページから 40 ページには図面を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
谷村委員
事務局
奥山委員
事務局

ただいま、事務局より説明のありました現況証明願についての質疑を行います。
さんと さんの土地って道路なの
道路というか作業路です。
道路をなくすの
なくすということではなく、道路というと公衆用道路ですが、そうではなく、
作業路なので雑種地になります。
今回 番 を林地開発で畑にするのですが、その際に作業路を申請しなければ
ならず、現況が畑だと許可がおりないものですから、実際今回申請のあった2
筆につきましては、すでに分筆されており、現況が作業路であったため雑種地
と判定しました。

議 長
谷村委員
事務局
谷村委員
議 長
全 員
議 長

他に質問はありませんか。
これは林地開発の方の手続きですが、林政係に届出はでているのか。
その申請をするのに現況証明が必要ということです。
分かりました。
お諮りいたします。本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり証明いたします。

議 長

全 員
議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これに
ご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。
以上をもちまして平成27年度第2回天塩町農業委員会総会を閉会といたしま
す。

平成27年 6月29日

署名委員

(7番) 湯 澤 敏 孝 (印)

(9番) 安 川 和 範 (印)